

(5) 免除申請手続の簡素化

(到達目標)

- 免除申請者の負担軽減を図るとともに、免除を受けることが可能な者の申請漏れを防止する。

(これまでの状況)

- 国民年金保険料納付の免除を受けようとする場合には、毎年度、申請書の提出が必要。

(これまでの状況)

- 障害年金の受給者、生活保護に基づく生活扶助を受ける方など、国民年金保険料納付の法定免除の適用を受ける方は、免除に係る届出が必要。

(今後の取組)

- 全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、所得要件を満たす場合には、毎年度、申請書を提出しなくても免除の承認を受けられる仕組みを導入【平成18年7月～】。

(今後の取組)

- 法定免除に該当すると見込まれる方が、保険料納付の免除を希望する場合は、免除の届出手續を省略することを検討【平成17年度中に検討】。

(6) 市町村・各種団体との連携・協力

(到達目標)

- 市町村及び各種団体との新たな連携・協力体制を確立する。



(これまでの取組)

- 平成13年度までは、国民年金保険料の収納については、市町村が行い、また、納付組織を通じた納付が行われていた。
- 平成14年4月から、国民年金保険料については、国が直接収納することとされ、コンビニやインターネットを利用した保険料納付を可能とし、保険料を納めやすい環境を整備するとともに、未納者に対する納付督促、強制徴収の実施など、各般の保険料収納対策を実施。



(今後の取組)

- 国民健康保険の保険者である市町村との間で、国年と国保の被保険者資格情報を相互に提供し、加入勧奨における連携を図り、適用の適正化を図ることを検討【平成18年度～】。
- 市町村の協力の下に、市町村が他の公金と併せて国民年金保険料の収納や口座振替の促進を図ることができる方策を検討【平成18年度～】。

(今後の取組)

- 商工会及び都道府県商工会連合会を国民年金法に規定する納付受託者に指定し、保険料収納業務の委託について、同意が得られた都道府県商工会連合会から順次実施【平成17年度～】。
- 受託した商工会は、商工会での窓口収納並びに経営指導員等の戸別訪問による納付案内、保険料収納及び口座振替の勧奨を実施【平成17年度～】。
- 国民健康保険組合に対し、国民年金への加入や口座振替の周知等の納付促進について協力を依頼【平成17年度～】。

(7)未適用事業所の適用の推進

(到達目標)

- 厚生年金・健康保険の未適用事業所について、厳格・適正な適用を推進し、保険料負担の公平性を確保する。

(これまでの取組)

- 原則として、従業員5人以上の事業所について呼出による加入指導、従業員20人以上の事業所について戸別訪問等による重点加入指導を実施(平成16年7月)。
- 平成17年度から、重点加入指導の対象を従業員15人以上の事業所に拡大するとともに、加入指導を受けた後もなお加入の届出を行わない従業員20人以上の事業所に対しては、職権による適用を行うこととした。

(今後の取組)

- 重点加入指導の対象を順次拡大するとともに、職権による適用についても、重点加入指導の進捗状況を踏まえながら、順次、対象の拡大を図る。

【実施スケジュール】 平成18年度～ 重点加入指導の対象を従業員10人以上の事業所に拡大

(8) 労働保険との徴収事務の一元化

(到達目標)

- 労働保険との徴収事務の一元化を推進する。

(これまでの取組)

- 全国の社会保険事務所(312 か所)に社会保険・労働保険徴収事務センターを設置し、保険料算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付等の事務を実施。
- インターネットによる社会保険と労働保険に係る届出の一括受付。

(今後の取組)

- 事務処理の運用によって措置可能な事項については、検討作業を急ぎ、可能なものから逐次実現を図るとともに、法律改正が必要な事項については、平成 17 年度中に結論を得て、社会保険又は労働保険の制度改正に合わせて、可能なものから所要の措置を実施。
- 平成 18 年度から、以下の取組の実施を検討。
 - ア 双方の保険料を滞納している事業所に係る納付督促について、社会保険の職員が実施
 - イ 双方の調査対象事業所に係る共同調査について、労働保険の職員が実施
 - ウ 徴収事務センターで受け付ける労働保険の届出書の範囲の拡大
 - エ 事業所説明会開催時期の統一(3月又は4月に統一)

4. 予算執行の無駄の排除

(1) 予算執行・会計の見直し

(到達目標)

- 効率性・透明性・厳格性が徹底された会計の仕組み・予算執行を確立する。

(これまでの取組)

- 競争入札又は企画競争の原則化(平成16年8月)、調達委員会の設置(平成16年10月)及び調達コスト削減目標数値の設定(平成17年3月)等により、予算執行の透明性を確保。

(これまでの取組)

- 社会保険庁全体で共通の事業単位コードを設定し、社会保険事務所における事業単位ごとの予算の執行状況について把握できる仕組みを構築(平成16年10月)。

(これまでの状況)

- 現在、社会保険庁は、厚生保険特別会計(政管健保事業に係る收支を経理する健康勘定を含む。)、国民年金特別会計、船員保険特別会計の3特別会計を管理。

(今後の取組)

- 予算の積算と決算が連動して検証できるよう、予算の積算を適用業務、徴収業務、給付業務及びシステム関連業務に分類するとともに、執行結果を予算要求に反映させる【平成18年度予算要求～】。

(今後の取組)

- 事業単位コードを適用、徴収、給付、相談等の各業務のコスト管理に活用することにより、職員のコストに対する意識の向上を図るとともに、事業目標の達成に向けた効率的なコスト配分を検討するため、事業目標の達成状況とコストの相関関係の分析を実施【平成17年度～】。

(今後の取組)

- 政府管掌健康保険の分離、年金運営新組織の設立を踏まえた特別会計の見直しを実施【平成20年度～】。

(2)社会保険オンラインシステムの刷新

(到達目標)

- システムの刷新、調達方式の見直し等により、システム関連のトータルコスト（初期コスト+ランニングコスト×耐用年数）の低減及び業務運営の合理化を図る。



(これまでの取組)

- 社会保険オンラインシステム刷新可能性調査の実施(平成16年1月～平成17年3月)。
- 社会保険業務に係る業務・システムの見直し方針の策定(平成17年6月)。



(今後の取組)

- 平成17年度中に策定する最適化計画に基づき、以下の取組を実施し、オンラインシステムの刷新を図る【平成18年度から平成22年度まで】。
 - ・サーバを中心とした柔軟性のあるシステム構成への刷新、コンピュータセンター（3カ所）の機能統合などによりシステム運用経費を削減。
 - ・原則、一般競争入札による調達、ハードウェア・ソフトウェアの分離調達などにより費用構造の透明性を確保。
 - ・システム部門の組織強化、システム調達に関する専門知識の共有、業務研修の充実により管理運営機能を強化。
 - ・バックアップセンターの設置や個人情報保護対策などにより安全性・信頼性を確保。

5. 個人情報保護の徹底

(到達目標)

- 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現する。



(これまでの取組)

- 職員毎のカード番号固定化(平成16年7月)及び本人識別のためのパスワードの登録(平成16年10月)。
- 職員の被保険者記録へのアクセス内容についての監視体制の整備(平成17年3月)。



(今後の取組)

- 過去に業務外閲覧を行った職員については、詳細な調査の上、厳正な処分を行うとともに、全職員を対象とした研修を継続的に実施するなど、個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場の実現に向けた取組を実施【平成17年度～】。

6. 意識改革の徹底

(到達目標)

- すべての職員が改革意識を有する組織を実現する。

(これまでの状況)

- 現行の国家公務員制度においても、能力、実績に基づく人事評価を行い、給与処遇や昇進管理等に反映することができる制度となっているが、十分な運用が行われてこなかった。

(これまでの状況)

- 各地方社会保険事務局間及び各社会保険事務所間の競争を促す取組が不十分。

(これまでの取組)

- 社会保険大学校における集合研修として、新規採用者、採用後3年目の若手職員、採用後7～10年の中堅職員等を対象とした職務階層別研修及び一定の業務に携わる職員を対象とした業務別研修を実施。

(今後の取組)

- 現行制度を十分に活用し、民間企業的な能力主義・実績主義に立った新たな人事評価システムを導入。一定職以上の者を対象として、平成17年度下半期に試行的に実施した上で、平成18年度から本格実施し、さらに、平成19年度までに全職員を対象として本格実施。

(今後の取組)

- 主要な事業の取組状況について、逐次、組織内で公表するとともに、事務局・事務所ごとの年間の事業実績を評価し、高い実績を挙げたものについて長官表彰を行う「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施。

【実施スケジュール】
平成18年7月 17年度の取組の公表及び長官表彰

(今後の取組)

- 社会保険事業の中で重要課題となっている年金相談などの業務に携わる職員を中心として、業務知識等のレベルアップを図る観点から、通信研修を段階的に実施【平成18年度～】。
- 家庭の事情等により、大学校における集合研修への参加が困難な中堅職員を対象に、通信研修を実施【平成17年度中に開始】。

「業務改革プログラム」に基づく取組のスケジュール

事項	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国民サービスの向上				
お客様の声に対応したサービスの改善	17.3～ 定期的な「お客様満足度調査」の実施	18年度～ 民間の調査機関による窓口サービス実態調査の実施		
年金相談体制及び年金個人情報の提供等の充実		17.10～ 中央年金相談室の相談体制の拡充及び年金電話相談センターのネットワーク化 各種通知書類等の見直し(随時)	20.4 総合コールセンターの整備 18年度～ モニター調査	
	地域によって様式が異なっている届書の統一化（～18年度）			
		18年度～ 被保険者期間中間点通知(35歳通知)	20.4～ ポイント制の導入	
	17.1～ インターネットによる年金個人情報の提供	18.3～ インターネットによる被保険者記録の即時提供	19.3～ インターネットによる年金見込額の即時提供	
相談業務の質の向上		17年度中～ 社会保険労務士、ファイナンシャルプランナーに対する年金相談研修の実施		
被保険者及び年金受給者の記録管理の徹底		17年度～ 年金相談員のスキルに応じた研修等の実施		
	18.2～ 重複付番の解消及び過去記録の整理を推進するための体制強化			
	17.10～ 市町村との協力・連携による対象市町村内のすべての被保険者の加入記録の整備の実施			
事務処理の迅速化	17年度～ 「サービススタンダード」の設定・達成状況の公表等			
	17年度中～ 障害年金の事務処理方法の見直しの検討			
事務処理の標準化		18年度～ 全国的に統一された「業務マニュアル」の作成		
	17年度～ 入力業務の外部委託の推進	18年度～ 健康保険給付関係18届書、年金給付関係15届書の入力業務についても外部委託化を推進		
事務処理の効率化		17年度中～ 市町村経由の国年関係届書の磁気媒体化についての実態調査及び費用対効果の検証		
	17年度中～ 健保・厚年の適用関係届書の電子申請・磁気媒体届の推進			
社会保険事務所の配置等の見直し		18年度～ 首都圏における社会保険事務所等の拠点の見直し	20年度 全国的見直しの検討・実施	
	17.10～ 首都圏における国民年金電話照会の集約化			